

別表第 1

港湾施設使用料金表

(単位：円)

種別	区分		料金額					
			臨時 1 回 (24時間以 内)	1 月未満	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
物揚場岸壁けい船使用料	漁船及び一般動力船	1 トン未満	340	800	2,300	3,800	5,200	5,800
		1 トン以上 3 トン未満	580	1,300	3,400	5,800	8,000	8,900
		3 トン以上 5 トン未満	680	1,500	4,400	7,500	10,600	11,700
		5 トン以上 10 トン未満	1,190	2,700	7,500	12,800	18,200	20,200
		10 トン以上 15 トン未満	1,590	3,900	11,000	19,000	26,700	29,300
		15 トン以上 20 トン未満	1,990	5,200	13,600	24,200	33,500	36,900
		20 トン以上 30 トン未満	3,580	9,700	25,300	44,000	60,900	67,800
		30 トン以上 40 トン未満	4,770	12,000	32,600	56,900	78,500	87,500
		40 トン以上 50 トン未満	6,360	15,700	41,600	71,800	99,300	110,500
		50 トン以上 60 トン未満	7,560	19,300	51,600	89,500	124,200	137,900
		60 トン以上 80 トン未満	11,140	24,800	66,800	116,200	161,900	179,200
		80 トン以上	12,730円と 80 トンを超 える 20 トン ごとに 3,980円 で計算した額 との合計額	30,200円と 80 トンを超 える 20 トン ごとに 5,300円 で計算した額 との合計額	81,800円 と 80 トン を超える 20 トンご とに 15,000円 で計算した 額との合 計額	143,000円 と 80 トン を超える 20 トンご とに 26,700円 で計算した 額との合 計額	199,400円 と 80 トン を超える 20 トンご とに 37,600円 で計算した 額との合 計額	220,300円と 80 トンを超 える 20 トン ごとに 41,100円 で計算した 額との合計額
物揚場使用料	移出入貨物 1 個数によるもの 1 個につき 1 円 小樽、箱物（1 才未満）は、1 個毎、木炭、わら工品、器具類（小型）、ドラム（空カン）、その他これに類するものはすべて 1 個として徴収する。 2 重量によるもの 100 キロにつき 2 円 ドラム、諸機械、器具類（凡て大型のもの）を含む。但し、荷揚場に 1 日以上停置するときは 1 日につき定額に相当する増使用料を徴収する。但し、漁船が漁業の生産手段に必要な物資及び漁獲物を除く。							
船舶給水使用料	浜中町水道事業給水条例の定めるところによる。							

港湾施設用地 使用料	工作物の設置に 係る占有	建造工作物（臨港地区外）1㎡当たり1年につき近傍類似の土地の㎡当たりの価格 に3／100を乗じて得た額
		建造工作物（臨港地区内）1㎡当たり1年につき近傍類似の土地の㎡当たりの価格 に1.5／100を乗じて得た額
		電柱1本1年につき710円（H柱は2本分、支線及び支柱は半本分とする）
		鉄塔1基1年につき1,250円
		管類の埋設1m1年につき25円
	その他の占有	1㎡当たり1年につき近傍類似の土地の㎡当たりの価格に3／100を乗じて得た額

1 一件が1㎡、1m未満であるとき又は1件に1㎡、1m未満の端数があるときは、それぞれ1㎡、1mとして計算する。

2 占有の期間が1年未満であるとき又は占有の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。

港湾漁船捲揚 施設使用料	使用料 階層区分	使用料				備考
		上架料	下架料	横取料	滞船料	
	和船	直捲 1 ～ 5 トン 3, 300	直捲 1 ～ 5 トン 2, 200	—	1 か月に付 384	台車を使用する場合は、下欄 区分による。
	3 ～ 5 ト ン未満	33, 000	26, 400	7, 700	1 日に付 110	
	5 ～ 10 ト ン未満	36, 300	29, 700	10, 400	1 日に付 164	
	10 ～ 20 ト ン未満	41, 800	35, 200	11, 500	1 日に付 220	
	冬期割増	30%	30%	—	—	11月1日～4月30日迄に上、下 架する漁船
	時間外休 日割増	20%	20%	—	—	平日の8時～17時を除く時間、 日曜日及び国民の祝日に関す る法律に規定する休日、並び に1月2日、3日及び12月29日か ら31日までとする。
	積荷割増	30%	30%	—	—	積荷の上、下架は、機関故障 等に限る。
	滞船料	上架した日より下架する日迄とする。但し、故障船の21日以内の滞船料は除く。				
	上記漁船トン数は、登録トン数とする。					

船揚場使用料	区分	使用料		備考
	3トン未満	1か月	274	
	3トン以上5トン未満	1か月	384	
	5トン以上	1か月	550	